

Kyoto Prefecture



鳥取豊岡宮津自動車道 宮津網野線 都市計画変更案

説明資料



本日の説明会は、H11年に都市計画決定した「鳥取豊岡宮津自動車道宮津網野線」のうち、(仮)野田川岩滝IC～(仮)網野IC間を変更するため、計画案に基づき説明を行うものです。

1. 路線の役割(1)



まず、路線の概要ですが、

鳥取豊岡宮津自動車道宮津網野線は、京都府、兵庫県、及び鳥取県を東西に連絡する地域高規格道路「鳥取豊岡宮津自動車道」の一部を構成し、京都縦貫自動車道、北近畿豊岡自動車道などと連結する重要な路線です。

全体延長（鳥取市～宮津市）約 120km 点滅 のうち、京都府域約44km 点滅 、うち宮津市から網野町までの約23km区間 点滅 が、「鳥取豊岡宮津自動車道宮津網野線」としてH11年に都市計画決定されております。

宮津から野田川までの区間約6km 点滅 については現在事業中であり、早期供用を目指しトンネル等の工事を進捗中であります。

1. 路線の役割(2)

**1. 京阪神地域及び
日本海沿岸地域との交流の促進**

2. 地域振興プロジェクト等の支援

宮津網野線は、次のような役割が期待されています。

1. 京阪神地域及び日本海沿岸地域との交流の促進(点滅)

2. 地域振興プロジェクト等の支援(点滅)

2. 都市計画変更の背景

地域高規格道路の構造要件の見直し

将来交通量の変化

沿道の開発計画の見直し

「使える」ハイウェイの推進

次のような背景のもと、今回の都市計画変更を行うことといたしました。

地域高規格道路の構造要件の見直し（点滅）

地域高規格道路とは：京都縦貫自動車道などの高規格幹線道路を補完する等、ネットワーク上規格の高い道路として整備することが望ましい路線のこと

平成15年度に、国土交通省により策定された「地域高規格道路としての構造要件の見直し」により、地域高規格道路のサービス速度・車線数等が緩和され、地域の状況に応じて弾力的に基準を適用できるようになりました。

（見直し内容）

- ・設計速度：原則80km/h 60km/h以上
- ・車線数：4以上 2以上 他

将来交通量の変化（点滅）

最新の将来交通量の予測（平成11年全国道路交通情勢調査に基づく平成42年時点の予測値）により、当初4車線を予定していた(仮)網野IC～(仮)野田川岩滝IC間では、2車線整備での交通処理が可能となりました。

10300～16300台/日 6600～8900台/日（フルネット） 最大区間：(仮)野田川岩滝IC～(仮)大宮森本

沿道の開発計画の見直し（点滅）

都市計画決定時には、本路線の沿道に府や沿線自治体による面的開発が計画されており、インターチェンジの位置等はこれらの計画も考慮して決定していましたが、これらの計画が見直されています。

「使える」ハイウェイの推進（点滅）

また、国の諮問機関である「使える」ハイウェイ推進会議より、インターチェンジ間隔を短くし、市街地とインターチェンジを近づける等、「使える」ハイウェイの実現に向け提言が出されています。

3. 都市計画変更の基本方針

最新の交通量予測に基づいた計画規模に変更
します

早期供用を可能とするため、地域特性を活か
し、コスト縮減が図れる道路規格・構造に変
更します

利便性の向上が図れるルートやインターチェ
ンジの位置に変更します

都市計画変更の基本方針

最新の交通量予測に基づいた計画規模に変更します（点滅）

早期供用を可能とするため、地域特性を活かし、コスト縮減が図れる道路規格・構造に変更します（点滅）

利便性の向上が図れるルートやインターチェンジの位置に変更します（点滅）

4. 都市計画変更の内容(1)

計画諸元の変更

	変更前 都市計画決定 宮津天橋立IC ~ (仮)網野IC	今回 都市計画を変更する区間 (仮)野田川岩滝IC ~ (仮)網野IC
道路規格	第1種第3級	第3種第2級
設計速度	80 km/h	60 km/h
車線数	4車線(暫定2車線)	2車線

4. 都市計画変更の内容(2)

都市計画変更の概要図



変更の区間及びルート・IC位置変更の概要を説明します。

現在の都市計画決定区間は、このルートであります。(点滅)

今回の都市計画変更は、(仮)野田川岩滝IC～(仮)網野IC間 約16.9kmを対象とします。(点滅)

・従来の計画は、高速直進性を重視し山間部を通過しトンネル・橋梁等の大規模構造物を必要としたルートでした。

・今回の変更では、トンネル・橋梁等の大規模構造物や大規模土工を回避した山裾を通過し、人家・公共施設・神社仏閣を避け、農用地・ため池・文化財等への影響を極力避けたルートへの変更が、設計速度60km/hに下げることにより可能となりました。(点滅)

・また、縦断線形も、積雪地を通過することから道路構造令を遵守しつつ出来るだけ緩い5%勾配とし、交差道路とは立体交差が出来る縦断線形を設定しております。また、切土量と盛土量がバランスするよう、さらにトンネルや橋梁が大規模にならないよう考慮しております。

このうち、(仮)野田川岩滝IC～(仮)大宮森本IC間 約4.3kmについては、今回事業化することとしております。(点滅)

また、宮津網野線の都市計画変更にあわせ、(仮)網野ICの接続道路である(都)網野インター線もあわせて都市計画変更を行います。(点滅)

4. 都市計画変更の内容(3)

IC計画と接続道路

IC名称	連結位置	接続道路
宮津天橋立IC	宮津市 喜多	(府)綾部大江宮津線
(仮)野田川岩滝IC	宮津市 須津	一般国道176号
(仮)大宮森本IC 追加	京丹後市 大宮町森本	(府)味土野大宮線 (市)周枳森本線
(仮)大宮峰山IC 位置変更	京丹後市 峰山町新町	新設市道
(仮)峰山弥栄IC 位置変更	京丹後市 峰山町矢田	新設市道
(仮)網野IC 位置変更	京丹後市 網野町公庄	(都)網野インター線

次にIC計画ですが、ICはルートの変更にあわせ、追加や設置位置の変更を行っています。

・IC位置は、交通の集積しやすい箇所、既存道路を利用しやすい箇所を選定し、暫定供用を図りやすい箇所として(仮)大宮森本IC(点滅)を追加する等、利便性の向上を図った計画としております。

今回の変更では、

・(仮)大宮森本IC(点滅)：既存道路をアクセス道路として利用し、段階的な供用を図りやすい箇所を選定(追加)。利用交通量を考慮し、南行きハーフICとしている。

・旧(仮)大宮IC：旧大宮町内の開発計画(エコリイティブパーク計画)に合わせ、IC位置を計画していたもの

(仮)大宮峰山IC(点滅)：開発計画は見直しに。よって、国道312号久美浜方面と峰山市街地からのアクセスが図られやすい箇所を選定

・(仮)峰山弥栄IC(点滅)：矢田集落の裏手に計画(山中)。大規模な切土を要し、墓が影響。

国道482号の旧弥栄町・丹後町方面と峰山市街地から府道掛津峰山線の両方からアクセスできる箇所。

・(仮)網野IC(点滅)：旧網野町の開発計画に合わせたIC位置 開発計画が見直されたことから、全体のルートや地形から効率的な工事執行(土工バランス等)を考慮し、選定

以上、ICにつきましては、いずれも利便性の向上を図り、使いやすい道路を目指した計画としております。

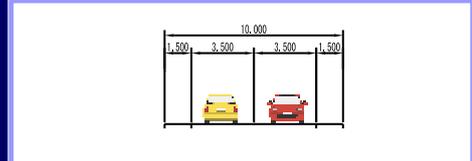
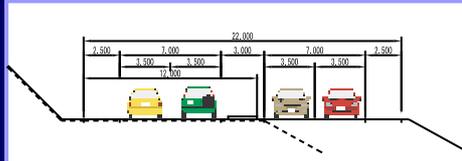
4. 都市計画変更の内容(4)

幅員の変更

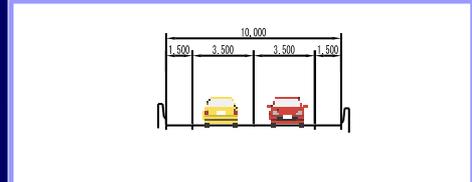
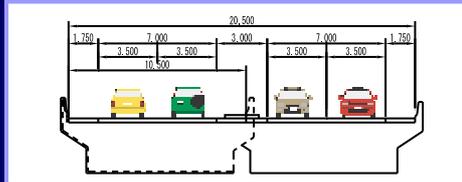
変更前(4車線)

変更後(2車線)

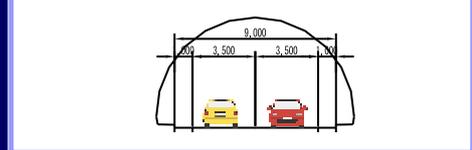
土工部



橋梁部



トンネル部



5. 環境への影響(1)

今回の都市計画変更：車線数を4車線から2車線に変更

環境影響評価に係る法令や条例の対象事業には該当しない

ルートの一部変更、新たなインターチェンジの追加

地域の環境への影響について調査・予測を実施

大気質や騒音・振動、また、動物や植物
などに大きな影響を与えません

次に、環境への影響について、説明します。

今回の都市計画変更は、車線数を4車線から2車線に変更する内容となっていることから、環境影響評価に係る法令や条例の対象事業には該当しません。また、車線数、設計速度ともに計画規模を縮小するものではありますが、ルートが一部変更になり、新たにインターチェンジが追加されることから、地域の環境への影響について調査・予測を行いました。

予測はルートと住居の関係から選定した代表箇所において行い、その結果、大気質や騒音・振動、また、動物や植物などに大きな影響を与えないことが分かりました。

5. 環境への影響(2)

大気質

騒音

振動

環境保全
目標を満足

大気質、騒音、振動については、国の定める環境基準に照らし合わせた結果、基準を満足することがわかりました。

大気質

自動車排出ガスによる二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）の予測結果は、チラシの3ページ表-1のように、二酸化窒素（NO₂）は最大0.0174ppmで環境保全目標の0.04ppm以下、浮遊粒子状物質（SPM）は最大0.0482mg/m³で環境保全目標の0.1mg/m³以下となっており、いずれも環境保全目標を満足しております。

騒音

騒音は、お手元チラシ3頁右下の（参考）「騒音の大きさの例」を見ていただくと、沿道で昼間最大62dB、夜間最大53dB、背後地では昼間最大60dB、夜間最大50dB（いずれも峰山町矢田2）の予測値となっており、それぞれの環境保全目標を満足しております。

振動

振動は、昼間最大44dB、夜間最大41dB（いずれも峰山町矢田2）の予測値となっており、環境保全目標の昼間65dB、夜間最大60dBを満足しております。

5. 環境への影響(3)

動物・植物・生態系

生息環境の改変区域はわずか

景 観

影響は
小さい

その他

工事実施に際して

騒音・振動・水質等
自然環境に及ぼす
影響を少なくする

動物・植物・生態系

動物及び植物については、重要な動植物だけでなく、ため池や湿地などの特殊な生態系を有する箇所も含めて調査しましたが、生息環境の改変区域がわずかであること、

(なお、事業実施段階においては、一部改変区域に生育が確認されたマルバサワトウガラシについて移植等を含め検討するほか、法面には周辺の植生を勘案した植栽を施すこと、野生動物の習性に配慮した適切な措置を講じることにより動植物の生息・生育環境の保全に努めます。)

景 観

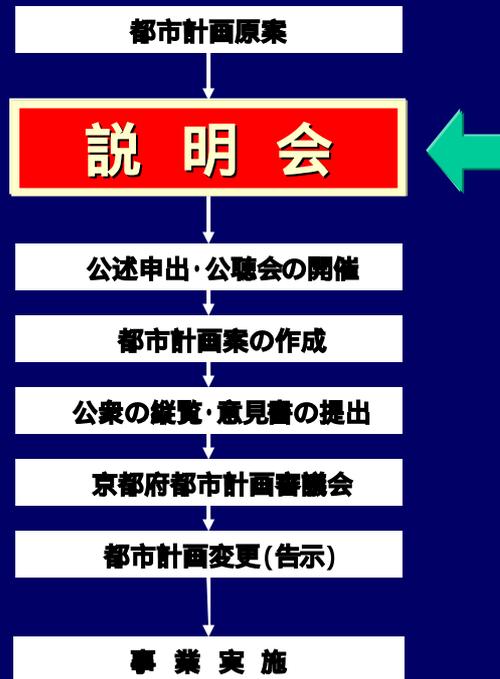
景観については、設計・計画段階において切土及び盛土による改変区域を可能な限り小さく計画しており、また法面の緑化などにより周辺環境との調和を保つことなどから、影響は小さいと考えています。

そ の 他

また、工事の実施に際しては、関係法令などを遵守し、騒音、振動、水質などや自然環境に及ぼす影響を少なくするように努めることとしております。

(また、工事中及び供用後において、予測し得なかった著しい影響の発生が見られた場合には、必要に応じて環境に及ぼす影響について調査を実施し、適切な措置を講じます。)

6. 事業実施までの流れ(1)



(当面の事業実施区間 (仮)野田川岩滝C～(仮)大宮森本C)

では、ここからは都市計画を変更するための手続等について、ご説明を申し上げます。

スクリーンでは、本日の説明会から事業実施までの大まかなフローを表示しております。

なお、配布の資料では、最後のページに記載しております。

6. 事業実施までの流れ(2)

都市計画変更の主な内容

道路のルート、構造、幅員などを変更します。

路線計画

縮尺2500分の1の地図の上に、その位置及び区域などを表示します。

基本的な構造



今回、都市計画決定しております、道路のルート、構造、幅員などを変更することとしておりますが、都市計画道路として変更する内容は計画書と計画図より表し、この二つを合わせて都市計画の図書と呼んでおります。

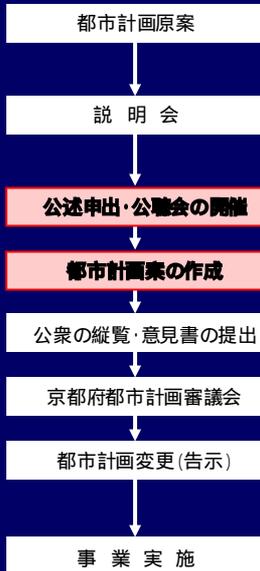
路線計画については、会場に張り出しております図面のとおり、計画図として縮尺2500分の1の地図上に、位置及び区域を表示します。

道路の基本的な構造については、計画書の中で路線名や道路の延長、構造形式、車線の数及び幅員等を記載しております。

これら区域や構造を定めた都市計画の内容について、次から説明します公聴会や都市計画案の縦覧手続を行い、都市計画として決定することになります。

6. 事業実施までの流れ(3)

都市計画変更の手続



都市計画原案に係る 公聴会の開催

原案に対し意見がある場合（公述申出）には、公聴会を開催します。

都市計画案の作成

都市計画案を作成します。

次に本日の説明会以降の流れを説明させていただきます。

今回の説明会の後、この原案を、市町役場や土木事務所、府庁都市計画課で皆様にご覧頂くための、閲覧という機会を設けます。

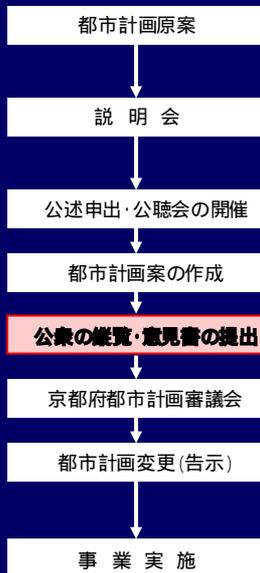
この機会に、原案に対し意見がある場合には、意見の申し出、公述申出と呼んでおりますが、公述申出を書面により提出して頂き、京都府は意見を伺うための公聴会を開催します。

公聴会につきましては、7月末の開催を目標としており、その前段で都市計画図書の閲覧や公述申出を行っていただくこととなりますが、具体的な開催日時、公述申出の方法等につきましては、京都府の公報、府民だより、府及び関係市町のホームページなどでお知らせしていくこととします。

なお、公述申出のない場合は、開催されませんのでご承知おき下さい。

京都府は、公聴会を通じ皆様のご意見を聞く中で、都市計画の案を作成します。

6. 事業実施までの流れ(4)



都市計画案の公衆の縦覧 及び意見書の提出

都市計画案を2週間公衆の縦覧に供します。

住民のみなさんは、この期間中にも、意見書を京都府宛に提出することができます。

都市計画案の公衆の縦覧及び意見書の提出

公聴会開催後、京都府は都市計画案を2週間の間、皆様にご覧いただく、公衆の縦覧を行います。

住民のみなさんは、この期間中にも、意見書を京都府宛に提出することができます。

意見書は、住所・氏名を記入し、封筒に入れて、縦覧期間内に京都府に持参、または郵送していただくこととなります。

縦覧時期については、今夏を目標にしておりますが、具体的な日程については、京都府の公報及びホームページ等でお知らせします。

なお、都市計画の原案、都市計画の案等については、それぞれの縦覧期間中に、市町役場、土木事務所及び府都市計画課において見ることができます。

6. 事業実施までの流れ(5)



京都府都市計画審議会

都市計画案は、京都府都市計画審議会にて審議されます。

都市計画変更(告示)

審議会の議を経た後、国土交通大臣の同意を得て、都市計画を変更します。

京都府都市計画審議会

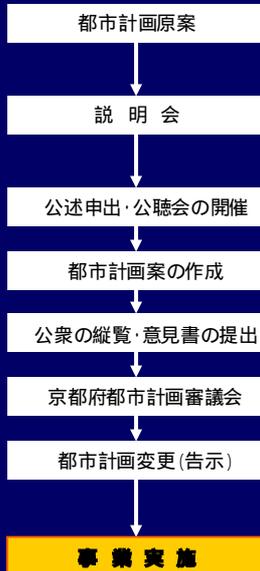
都市計画案については、京都府都市計画審議会にて審議されることとなりますが、この際に住民のみなさんから頂きました意見書についても、その要旨を審議会に提出します。

都市計画変更(告示)

京都府は、京都府都市計画審議会の議を経た後、国土交通大臣の同意を得て、都市計画を変更(告示)することとなります。

以上が、本日の説明会から都市計画を変更するまでの大まかな流れとなります。

6. 事業実施までの流れ(6)



事業の実施

当面の事業実施区間

(仮)野田川岩滝IC ~ (仮)大宮森本IC
約 4.3 km 区間

以上の変更手続を経て、事業の実施にうつることになります。

都市計画で定める鳥取豊岡宮津自動車道宮津網野線の全体延長としましては、仮称野田川岩滝インターチェンジから仮称網野インターチェンジまでの約 16.9 km ですが、

当面の事業実施区間は、仮称野田川岩滝インターチェンジから仮称大宮森本インターチェンジまでの約 4.3 km 区間とされています。

鳥取豊岡宮津自動車道宮津網野線の変更についての問い合わせ

本計画道路についてのお問い合わせは、以下の機関へご連絡下さい。

機関名	住所	T E L
京 都 府 道路計画室	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-5264 (直通)
京 都 府 都市計画課	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-5333 (直通)
京 都 府 丹後土木事務所	〒626-0044 宮津市字吉原2586-2	0772-22-2143 (直通)
宮 津 市 建設室	〒626-8501 宮津市柳縄手345-1	0772-22-2121 (代表)
京丹後市 建設部管理課	〒629-3101 京丹後市網野町字網野353番地の1 網野庁舎内	0772-69-0510 (直通)
与謝野町 建設課	〒629-2262 与謝郡与謝野町字岩滝1798番地の1	0772-46-3267 (直通)

本計画道路に関するお問い合わせは、配布資料の最後のページに記載しておりますのでご覧ください。